

目標達成計画

作成日：平成 24年 7月 24日

目標達成計画は、自己評価及び外部評価結果をもとに職員一同で次のステップへ向けて取り組む目標について話し合います。

目標が一つも無かったり、逆に目標をたくさん掲げすぎて課題が焦点化できなくならないよう、事業所の現在のレベルに合わせた目標水準を考えながら、優先して取り組む具体的な計画を記入します。

【目標達成計画】					
優先順位	項目番号	現状における問題点、課題	目標	目標達成に向けた具体的な取り組み内容	目標達成に要する期間
1	6	身体拘束についての学習が不足している。前回の外部評価の内容を受け、玄関の施錠を午前中のみ開放しているが、それ以上の開放について、検討できていない。	毎月行っている施設内勉強会で、身体拘束についてのテーマで勉強会を行う。日勤帯は玄関の施錠を開放することができる。	施設内勉強会の担当職員が、身体拘束についての資料を集めて自己学習をし、発表して職員全員の理解を深める。その上で玄関の開放についての方針を職員内で共有する。運営推進会議にて、ご家族や地域の方々にも玄関を開放することをお伝えし、理解を求めます。その後、運営推進会議に出席できなかったご家族にも玄関開放についての文書をお渡しする。	2ヶ月
2	8	権利擁護に関する研修の参加、勉強会が不足している。	権利擁護に関する制度についての学習を行い、職員の全体の理解を深めることができる。	管理者と職員が、権利擁護に関する外部研修に参加し、施設内勉強会で伝達学習をする。	12ヶ月
3	14	人権教育・啓発活動についての研修への参加や勉強会の取り組みができていない。	人権についての学習を行い、利用者の人権を尊重するケアについて考える機会を持つことができる。	管理者と職員が、人権教育・啓発活動に関する外部研修に参加し、施設内勉強会で伝達学習をする。その上で、「利用者の人権を尊重したケア」について、職員全員で考え、共有する。	12ヶ月
4	35	医療行為は必要になった場合の方針が明確にされていない。	グループホームはなみずきにおける重度化・終末期ケアの方針や、医療行為は必要になった場合の方針を文書で明確にすることができる。	統括部長と管理者で、グループホームはなみずきにおける重度化・終末期ケアの方針や、医療行為は必要になった場合の方針を再検討する。決定した方針を文書にして、全職員に周知し、ご家族に説明する。	3ヶ月
5					ヶ月

注) 項目の欄については、自己評価項目のNo.を記入して下さい。項目数が足りない場合は、行を挿入して下さい。

注) 完成したら市町村及び評価機関に提出して下さい。